

議案第23号

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月16日(月) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

<特別職>

- ・大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)

<議員>

- ・大津市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)

2 改正の趣旨

令和7年に開催した大津市特別職報酬等審議会にて諮問した大津市特別職の給与及び大津市議会議員の議員報酬について答申のとおり、改定を行う。

3 答申の内容

(1) 一般職の給料改定率 +4.85%

平成24年度以降の人事院勧告に準拠した、本市職員の累積給料改定率

(2) 他都市とのバランス

人口30万人台の近隣中核市の中位程度

【市長】大津市は中核市かつ県庁所在地であることから、社会経済情勢、財政状況等を踏まえ、平成24年度以降の大津市の一般職の給料の累積改定率を適用し、同規模の中核市の中位程度の額とすることが適当である。

【副市長】市長の給料の考え方を基本としながら、副市長の給料は平成27年度に増額改定をしていることを踏まえ、市長の半分の改定率を適用した額が適当である。

【議員】市長の給料の考え方を基本としながら、同規模の中核市の水準を踏まえた加算を行うことが適当である。

総務常任委員会資料 (議案第23号、第26号)

4 改定内容

単位:(円)

職名	改定前	改定後	増額幅 B-A	年影響額(賞与含む) (B-A)×12+賞与
	給料・報酬 A	給料・報酬 B		
市長	1,032,000	1,082,000	50,000	810,000
副市長	897,000	918,000	21,000	340,200
教育長	794,000	813,000	19,000	307,800
公営企業管理者	794,000	813,000	19,000	307,800
議長	657,000	700,000	43,000	696,600
副議長	611,000	650,000	39,000	631,800
議員	563,000	600,000	37,000	599,400

※賞与支給月数 3. 5月(6月:1.75 12月1.75)

5 施行日

令和8年4月1日